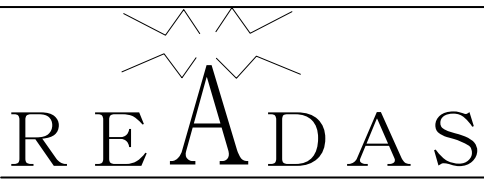


第 5588 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 9日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 居住用財産を譲渡した場合の添付書類の見直し

Q：居住用財産を譲渡した場合の添付書類が見直されたそうですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合、その課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下なら10%の軽減税率が、また、6,000万円超であれば、その課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額に15%を乗じた金額に600万円を加えた金額となる特例があります。これを、居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例といい、次の5つの要件を満たした場合に適用が受けられます。

- ①国内にある自己の居住用家屋の譲渡又は家屋とその敷地の譲渡であること
- ②売却した年1月1日において所有期間が10年を超えていること
- ③売却した年の前年又は前々年にこの特例の適用を受けていないこと
- ④買換えや交換等の適用を受けていないこと
- ⑤親子や親族関係に対する譲渡でないこと

そして、この特例の適用を受けるには、確定申告書に①譲渡所得の内訳書、②売却した財産の登記事項証明書、③売却した日から2ヶ月経過後に交付を受けた除票住民票の写し又は住民票の写しを添付しなければなりません。改正では住民基本台帳の住所と譲渡資産の所在地と違う場合は、削除された戸籍の附表の写し、その住所が違っていた事情の詳細を記載した書類の添付が必要とされました。

